

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、社会福祉法人等の事業者の提供する福祉・保健サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供することを目的として実施する社会福祉・保健サービス評価事業の推進に関し基本的な事項を定めるものとする。

第2 定義

社会福祉・保健サービス評価事業に関する要綱等において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 社会福祉・保健サービス評価事業

社会福祉法人等の提供する福祉・保健サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、その結果を公表する事業をいう。

2 評価機関

県の認証を受けて、社会福祉・保健サービス評価事業を行う機関をいう。

3 評価調査者

評価機関の委嘱を受けて、評価業務を行う者をいう。

第3 事業の推進主体

鳥取県

第4 業務内容

県は、社会福祉・保健サービス評価事業を推進するため、次に掲げる業務を行う。

- 1 評価システムの整備に係る企画立案
- 2 評価基準の策定及び評価手法の検討
- 3 評価機関の認証
- 4 評価結果の公表
- 5 評価に関する苦情への対応
- 6 評価調査者の養成
- 7 評価事業の普及及び啓発

第5 業務の実施方法

第4に掲げる業務の実施方法については、別に設置する鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会の審議を経て、決定する。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、社会福祉・保健サービス評価事業の推進に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年7月25日から施行する。